

—— 明治事件は典型的な「不当労働行為・差別事件」 ——

「赤組」(たたかう集団)への所属を理由とした賃金差別
の不当労働行為を断罪する認定・判断を求めます

[都労委昭和62年 不第17号外38件 明治昇給昇格差別事件]

貴委員会において現在調査中の明治事件(市川工場事件の残り23件、全国事件の残り16件)は、申立人らが過去に毎年請求した職分賃金差別の救済申立事件が、貴委員会の審査指揮により「併合」されなかった結果、未審査事件として残留したものです。

本件は全体像を正確に認定・判断すれば明白な不当労働行為事件です。昭和40年代初頭から(株)明治(旧明治乳業)は全国主要工場で高揚する労働組合活動に危機感を強め、その弱体化、変質のために一気に「インフォーマル組織」(管理職を中心)を結成して、労働者らを赤組(申立人ら集団)と白組(インフォーマル組織)に選別し、その集団のどちらかに帰属するかを踏み絵にして、昇給昇格や仕事などで差別した事件です。

差別の実態は、賃金格差で106万円(平成6年度申立人の年間平均)、賃金の約5ヵ月分にもなり、10年間の累積は1000万円にもなる膨大なものです。賃金差別は定年まで続き、現在でも年金格差に反映する等生涯差別となっています。まさに典型的な「不当労働行為・差別事件」です。

2017年1月11日に出された全国事件での中労委命令は、申立人ら立証の不当労働行為の事実として「インフォーマル組織」への会社関与を認め、秘密資料類の証拠についても「それぞれ成立の真正が認められる」と判断し、さらに「付言」では職分賃金格差の存在を「紛れもない事実」と認定し、不当労働行為意思についても「非難を免れ得ない」と厳しく指弾しました。その上で早期解決への道筋として「当事者双方の互譲による合意をもって紛争の全面解決を目指すべきことは自明の理である」としたのです。

そこで貴委員会に対して下記の事項を求めます。

記

- 一、中労委命令の事実認定を都労委審査・判断の前提として尊重されることを求めます。
- 一、明治事件は赤組「×」か・白組「○」かの「集団帰属」に基づく不当労働行為事件です。「(修正)大量観察方式」による認定・判断を前提に、早期救済命令を強く求めます。

202 年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____